

信州呼吸ケア研究会会則

平成9年6月1日施行
令和2年11月27日改訂

1. 名 称：本会は「信州呼吸ケア研究会」と称する。
2. 目 的：本会は呼吸ケアを研究するとともに、その普及を図り、地域医療発展のために貢献することを目的とする。
3. 事 業：①本会は原則として年1回研究会を開催し、呼吸ケアの研究発表および勉強会等を行う。
②運営実行委員会を中心に、年間を通じた研究会の実施内容を立案し、開催・運営する。
4. 会 員：本会は長野県に所在する医療機関等に勤務し、本会に参加を希望する医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、保健師、理学療法士、作業療法士、薬剤師、栄養士、臨床工学技士、臨床検査技師、救急救命士、その他本会の目的に賛同し、参加を希望する医療職者をもって構成される。
5. 事業費：①事業費は研究会参加費、寄付金、共催者の負担金等により賄われる。
②研究会は呼吸ケア基金(※)の支援を受け研究会内の一般演題優秀者に対して賞金を提供する。又、呼吸ケア基金の支援を受けて、世話人会の承諾のもと県内呼吸ケアにおける研究の支援を行っていく。
③研究の支援を受ける者は、事前に研究助成金申請書(様式1)を提出し、世話人会にて承諾を受ける。
④研究助成金は、必要な研究経費について実費分を支給するものとする。但し、領収書等(宛名：信州呼吸ケア研究会)の確証を様式2に貼付の上、提出すること。
⑤研究助成金の支払いは、様式1、2の実績報告の提出を受け、世話人会で確認・承認されたものについて指定口座に入金するものとする。
6. 役 員：①本会には次の役員を置く。

顧 問	：数名
代表世話人	：1名
世 話 人	：数名～数十名
運営実行委員	：数名
会計監事	：1名

②顧問は代表世話人及び世話人の推薦により選出する。
③世話人は代表世話人の指名により選出する。
④運営実行委員は、世話人からの立候補および推薦により選出する。
なお運営実行委員については、世話人とも兼務できるものとする。

⑤世話人会へ3年連続して欠席された世話人については、本研究会での世話人継続について本人意思確認の上、世話人会の議を経て、継続について協議する。

7. 幹事会：①代表世話人は必要に応じ世話人会を開催する。
②世話人会は本会の最高意思決定機関とする。
8. 会計：①毎年度（4月1日～3月31日）の収支決算は事務局で行い、会計監事による監査を受け幹事会で承認を受ける。なお、収支報告は研究会事業ごとに実施する。
②会の運営は、会費、寄付金、共催者の負担をもってこれにあて、事業ごとに事務局が執行する。なお、会費は都度それぞれの研究会事業の運営に充当する。
9. 事務局：①本会の事務局を次の場所に置く。
名 称：信州大学医学部保健学科検査技術科学専攻
生体情報検査学領域
住 所：松本市旭3丁目1番1号
T E L：0263-37-2393
E-mail：fkeisaku@shinshu-u.ac.jp
②事務局は本会の運営等に関する諸事務を行う。
10. 研究会：研究会は原則として年1回開催する。
又その中の一般演題優秀者を世話人会が決定し賞金を贈呈する。
11. 変 更：本会則は世話人会の過半数の賛成をもって変更することができる。
12. 付 則：本会則は令和2年11月27日より施行する。
- （※）呼吸ケア基金：信州大学医学部保健学科検査技術科学専攻生体情報検査学領域が主管の寄付金。